

平成二十四年四月十日発行
皇學館論叢第四十五卷第二号 抜刷

赤松上野家と美作国弓削莊

— 家格秩序の視点から —

渡
邊
大
門

赤松上野家と美作国弓削荘

— 家格秩序の視点から —

渡 邊 大 門

□ 要 旨

赤松氏権力を考えるうえで、庶流のあり方を分析することは重要な意味がある。本稿では赤松氏庶流のうち、比較的史料の残っている赤松上野家を素材とし、特に美作国弓削荘との関係を踏まえて、その存在形態について検討を行った。赤松上野家は外様衆として室町幕府に仕えるなど、重要な地位にあった。明応五年（一四九六）に赤松氏当主の政則が没して以降、その重臣である浦上則宗と他の勢力との争いが深刻となったが、その際に重要な意味を持ったのは、赤松氏内部における家格秩序であった。赤松氏の家格には血縁関係にある「御一家衆」「御一族衆」と、有力被官人の家柄である「年寄」とがあり、後者の台頭が著しくなっていた。赤松上野家は弓削荘をめぐって則宗と対立するが、そのときに味方になったのは一族の政秀であった。赤松氏は一族で結束する姿勢を見せ、則宗に対抗することにより、その存在を保ったのである。

□ キーワード

赤松上野家、美作国、弓削荘、家格秩序、外様衆

一 はじめに

播磨国赤松氏の研究は、ここ数年進展を見せている分野である。しかし、赤松氏庶流の研究は、まとまった研究が赤松春日部家、赤松大河内家などに止まるなど、未だ十分に開拓されていない分野でもある。^①しかし、赤松氏権力を考えるうえで、その庶流の果たした役割は大きく、研究は欠かせないところである。そこで、本稿では、赤松氏庶流の上野家とその所領である美作国弓削荘を中心にして検討を進めることにしたい。

まず、赤松上野家の研究に関しては、拙稿においてわずかに触れたに過ぎない。^②註(2)拙稿は美作国の奉公衆を分析したもので、赤松上野家もその一部として取り上げざるを得なかった。それゆえに触れた部分も、ごくわずかな部分に止まっており、十分なものとはいえない。したがって、本稿ではその欠を補うべく、赤松上野家の全体的な検討を試みることにしたい。

一方の美作国弓削荘は、現在の岡山県久米南町に所在した荘園である。弓削荘はこれまでの研究で取り上げられることもなく、地名辞典などで取り上げられるに止まっていた。^③いうまでもなく史料の乏しいことが、大きな要因として考えられる。赤松上野家、美作国弓削荘とも、これまでの研究で十分に分析されることがなかったのである。

ところで、近年「赤松家風条々録」が全文翻刻され、一般に供されることになった。^④同書はこれまで一部が活字化され、利用されてきたが、その全体像は知られていなかった。^⑤翻刻を担当した三宅克広によると、「赤松家風条々録」は姫路市御着の天川家に伝来した史料であると指摘されている。同史料には奥書がないため、成立の過程・年次は不明であるが、赤松上野家の赤松則実に近い人物の手になるものであったと考えられている。全体的な構成としては、

赤松氏の系図に加えて、書札礼や関連文書そして侍所壁書などが収録されている。収録された文書には、「白国文書」(「兵庫県史」史料編中世二)などと全く同文のものが含まれており、同文書が編纂の材料とされていたと考えられる。したがって、良質な史料と考えてよいであろう。

この「赤松家風条々録」は、赤松上野家に関する史料が大半を占めており、また同家の所領である美作国弓削荘の関連文書も多い。したがって、同史料を活用することにより、赤松上野家の動向および弓削荘の様相をうかがい知ることが可能であると考ええる。そこで、本稿では「赤松家風条々録」以外の関連史料も含め、赤松上野家と美作国弓削荘について論じることとしたい。

最初に赤松上野家の系譜および動向について検討を行い、次に赤松上野家と美作国弓削荘の関わりを分析する。その中で重要な意味を持つのは、「御一家衆」「御一族衆」「年寄」といった赤松氏内部における家格秩序である。とりわけ弓削荘をめぐることは、赤松上野家と浦上則宗が深刻な対立を見せるが、そこには家格をめぐる問題が潜んでいたと考えられる。以上の分析を通して、赤松氏内部における赤松上野家の位置について検討することとしたい。

二 赤松上野家について

赤松上野家は、持則の子息である持祐をその祖とする。康応元年(一三八九)、将軍足利義満が厳島に参詣する途中、持則が備前国牛窓で接待したという記録がある^⑥。その間の史料は乏しいが、高坂好は『赤松氏族譜』(たつの市立龍野歴史文化資料館)の記載に基づき、持則は明徳の乱で明徳二年(一三九二)に亡くなったと推測している^⑦。『赤松氏族譜』の記載に信が置けるか検討を要するところであるが、今のところ持則に関する史料は極めて乏しく、確定に至らない

ところである。そして、持祐はのちに一族の時則の養子になった。理由や経過は不明である。時則については、次の興味深い史料がある。

処分 所領事

四男

彦童子丸
(赤松時則)

播磨国赤松屋敷壱所

同佐土郷地頭職

右、所譲与之状如件、

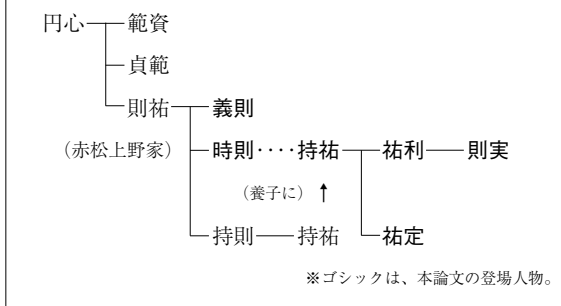
貞治六年八月廿八日

権律師則祐在判⁽⁸⁾

この史料は、則祐が四男時則に対して、赤松屋敷（上郡町）および佐土郷（姫路市）を譲与したものである。時則の幼名については知られていないが、彦童子丸の注記の部分に「則祐御子民部少輔時則御幼名也」と記されている。このあと佐土郷が時則に継承されている点を考慮すれば、彦童子丸を時則とみなして差し支えないであろう。ところで、この佐土郷は、もともと円心に対する勲功の賞として後醍醐天皇から与えられたもので、建武元年（一三三四）四月に則祐に配分されたものである⁽⁹⁾。そして、観応二年（一三五二）二月には將軍足利義詮によって、佐土郷地頭職が則祐に安堵された。佐土郷は、⁽¹⁰⁾代々の赤松氏当主に与えられるべき重要な所領の一つであったと考えられる。

時則の発給文書は、播磨ではなく摂津でいくつか確認できる。一つ目は永徳四年（一三八四）三月のもので、時則が摂津国多田神社で殺生の禁を犯した公文代関左衛門次郎を罰し、その父三郎を出家させたものである⁽¹¹⁾。残りの二通

〔赤松上野家略系図〕



※ゴシックは、本論文の登場人物。

はいずれも寄進状で、それぞれ至徳元年（一三八四）十月、明德四年（一三九三）二月のものが残っている。¹² 前者は「源時則」の署名があり、後者は「三河守」の署名となっている。参考までに「赤松系図」の「時則」の箇所には、「従五位下三河守」「法名 性興」「重彦童子」と注記されており、この記載はおおむね信用に値すると考えてよい。¹³ したがって、この二つの史料は、時則の発給文書と考えるとよいであろう。

応永三十二年（一四二五）四月、時則は將軍足利義持によって、佐土郷内の形・福泊、播磨国賀屋新莊領家職、美作国弓削莊、近江国信楽内神山を当知行に任せて安堵されている。¹⁴ このうち賀屋新莊は、現在の姫路市北部に位置する莊園であった。近江国に所領を保持している事実は、遠隔地に所在しているという点で注目される。また、佐土郷内の形・福泊と記されているが、的形・福泊とも海港として栄えた場所である。海上交通の要衝であるだけに、そこから得られる経済的な得分も十分にあったと考えられる。そして、この文書発給の

八日後には次の史料のとおり、時則の遺跡が持祐に譲与されていることを確認できる。

性興遺跡事、除追薦料所并女子等讓分、馬頭為養子悉不可有相続相違之状如件、
（赤松時則） （右馬頭分）

応永三十〇年卯月十一日
（三） （赤松時則） 性興、在判

赤松馬頭殿
（持祐） （15）

この史料は、性興つまり時則の遺跡を「追薦料所并女子等讓分」を除き、養子である持祐に相続させる旨を記した

赤松上野家と美作国弓削莊——家格秩序の視点から——（渡邊）

ものである。この史料の「追薦料所」^⑮の傍注には「弓削庄立野・全間両村、浦上庄下二ヶ村等事也」とあり、「女子等讓分」の傍注には「浦上庄五ヶ村事也」とそれぞれ記されている。浦上荘は現在のたつの市に所在した荘園で、大徳寺領でもあった。したがって、性興の所領には先に触れたもの以外にも、浦上荘があったことを確認できる。また、持祐が養子であったことも、この史料によって知ることができるのである。この史料には封裏がされ、別紙に將軍足利義持の御判が据えられている^⑯。

ところで、この持祐に関しても、関連史料が乏しいと言わざるを得ない。『群書系図部集』第三に所収の各種「赤松氏系図」を一覧すると、官途は「上野守」「右馬介」「中務少輔」、法名は「宗観」とある。註(15)史料には、「馬頭(右馬頭)」とあり、「右馬介」とどちらが正しいのか検討を要するが、系図の記載はおおむね信用できるものと考ええる。また、名前の持祐は、ときの將軍足利義持から「持」字を与えられたと考えてよいであろう。『薩戎記』応永二十六年八月十五日条には、石清水八幡宮万生会に供奉した者の中に赤松中務少輔の名前を確認できる。彼こそが持祐なのであるが、生没年などは不明である。

持祐の次に登場するのが、祐利である。『群書系図部集』第三に所収の各種「赤松氏系図」を一覧すると、仮名は「弥(孫カ)次郎」、官途は「兵庫頭」、法名は「大倫」「臨濟寺殿」とある。この系図の記載も、おおむね信がおけると考えてよい。祐利については、少なからず史料(特に「赤松家風条々録」)があるので、以下検討することとしたい。年未詳ではあるが、応仁・文明の乱に関わって、細川勝元が祐利に宛てた書状が残っている^⑰。この史料によると、摂津国が切迫した事態に陥っており、勝元が祐利に対して播磨国の軍勢を率い、救援に懸け付けるように依頼している。祐利の父持祐以来、赤松上野家が外様衆に加えられていることが指摘されており、祐利の軍事行動はその一環と考えてよいであろう^⑱。

こうして祐利は外様衆として幕府と結び、その後も勢力を誇った。そして、祐利は次のような形で、所領の一部を弟の祐定に譲ることになる。

作州弓削庄内河口村・松村・塩内村為割分預進之候、但深渡之事、雖為河口村之内、惣庄代官在庄之事候之間、所除置候、御一期之後者、則実^(赤松)仁可被返渡候也、恐々謹言、

文明十四年九月廿三日

祐利^(赤松) 在御判

式部少輔殿^(赤松祐定)⁽¹⁹⁾

この史料は、祐利が弓削荘のうち河口村・松村・塩内村を割分として、弟である祐定に譲ったものである。ただし、これには二つの条件があった。つまり、①深渡に関しては河口村のうち惣庄代官が在庄しているので除くこと、②祐定一期ののちは祐利の子息である則実^(赤松)に返還することである。この史料に関連して、祐定の寄進状が残っている⁽²⁰⁾。つまり、祐利は子息である則実が幼少であるなどの理由によって、一時的に弟の祐定に所領を預けたのである。祐定の寄進状は、亡父持祐と血縁者と思しき明貞大姉の菩提を弔うため、豊楽寺に対して弓削荘内の神目村のうち末吉名八段を寄進したことを記している。

そして、祐利から則実に対して、書状が宛てられている⁽²¹⁾。この書状には、浦上四郎左衛門が下ったとき、守護赤松氏からの書状を披見し、条々申されるとおり心得るようにと冒頭にある。残念ながら、浦上四郎左衛門の人名比定は困難であるが、赤松氏の有力被官人である浦上氏一族であることは間違いない。書状の内容は、三つに分かれている。一つ目は、本領について將軍ではなく守護の心得が肝要であるとし、第一に別所氏を等閑にしてはならないとある。これには、いかなる意味があるのだろうか。

年未詳であるが、赤松政則は祐利に対し、歳暮の吉兆として鷹が贈られたことを謝している⁽²²⁾。同様に、祐利は明春

の吉兆として政則に雁などを、同じく八朔の吉兆として太刀を政則に贈っている。²³ こうした事例から、祐利は將軍の直臣である外様衆を務めていたが、一方で赤松氏惣領家との繋がりを重視していたと考えられる。そして、先述した別所氏とは、東播磨守護代を務めた別所則治のことである。²⁴ 明応五年（一四九六）に赤松政則が亡くなると、赤松氏内部では主に浦上則宗派と別所則治派の二つに分かれて争った。つまり、先に掲出した史料によると、赤松上野家は別所方に付くということを示していると考えられる。したがって、この史料は年紀を欠いているが、少なくとも明応五年（一四九六）以降のものと推測されるのである。続けて、本領（弓削荘）の代官職に関しては、白国氏が詳しく申すとある。

次に二つ目は、正覚寺のことについて記されている。最後の三つ目は行福寺の件について、住持が則実の判形を望んでいるので、文言を整えて下すようにと指示が行われている。三つ目を見る限り、すでに祐利は「大倫」と称して出家していることから、この時点で則実の家督を譲っていたと考えるのが自然であろう。則実の判形を望んでいるということは、行福寺に対する代替わりの安堵である。このように、祐利の所領の一部は、先述のとおり祐定に一部が譲られたが、のちに則実に復したことを確認できる。ただし、この間の祐定の動向は不明であり、没年なども不明である。

則実と弓削荘については次節で詳述するとして、まず則実の動向を検討しておきたい。木下註（18）論文が指摘するとおり、則実の父である祐利は外様衆であった。²⁵ 則実が將軍の近辺に仕えていたことは、いくつかの史料で確認することができる。年末詳ではあるが、則実が將軍足利義澄と蹴鞠に興じ、褒美の言葉があったと被官人の白国氏に伝えている。²⁶ そして、毎日蹴鞠の稽古に励み、翌月の番に備えると記されている。この前段には自身の屋敷のことが記されているので、則実は京都に屋敷を構えていたと考えられ、毎月決まった日に將軍に仕え、ときに蹴鞠などに付き

合っていたことが判明する。

注目すべきは、則実の官途の件である。こちらも年未詳ながら、則実は六月一日に左衛門佐になったと白国氏に報告している。⁽²⁷⁾史料中に「此官途ハ一段之儀候」とあるように、その喜びの大きさが一入であったことをうかがわせる。この官途は「懇之 上意候」と記されており、本来、赤松上野家に与えられるものではなかったと記されている。史料に「殊当方家ニ是か始にて候間、面目之至候」ともあり、家にとつても大きな誇りであったことがうかがえる。こうした官途の獲得は、則実が將軍の近辺に仕え、涙ぐましいまでの努力の成果があったと考えられる。問題は時期であるが、明応九年（一五〇〇）二月の赤松氏奉行人連署奉書は、「民部少輔代」つまり則実の代官に宛てられている。⁽²⁸⁾したがって、遅くとも前年の明応八年（一四九九）六月には、民部少輔に任官されたと考えるのが妥当である。

当初、赤松上野家は外様衆であったが、祐利の代の終わり頃に御供衆に加えられたという。⁽²⁹⁾そして、則実も「上意」により、御供衆に加えられたことが同じ史料で記されている。官途を与えられたときと同様に、書状の中で則実の感激の思いが綴られている。則実が御供衆に加えられたことは、大変に名誉なことだったのである。このように則実は將軍に近侍する外様衆、御供衆であったが、同時に赤松氏惣領家とも関係を深め、その配下の別所氏とも懇意にしていた。その辺りの理由は、次節で述べる弓削荘をめぐる動向によって、いつそう鮮明になるのである。

三 弓削荘と赤松上野家

(1) 弓削荘について

最初に、註(3)の諸文献に基づき、弓削荘について触れておきたい。弓削荘は現在の久米南町に所在した荘園で、

赤松上野家と美作国弓削荘 ― 家格秩序の視点から ― (渡邊)

旭川の支流である誕生寺川上流域から塩之内川流域にかかる地域を荘域とした。次に、中世以降における弓削荘の概要を確認することにしよう。

寿永三年（一一八四）四月、源頼朝の下文が発給された。⁽³⁰⁾史料の内容は、平家滅亡後に平頼盛の所領である弓削荘などが平家没官領として頼朝に与えられたが、頼盛に返付されたことを示すものである。正嘉元年（一二五七）九月、弓削荘などは頼盛らの供養を尽くすことや領家への年貢を無沙汰しないことを条件に、久我家が預所職を相伝した。⁽³¹⁾文永二年（一二六五）閏四月、この譲与については関東御教書により安堵されたことを確認できる。⁽³²⁾しかし、南北朝期に至ると、状況は一変する。観応元年（一二五〇）八月の久我長通讓状によると、「斯外不慮違乱所々」として「美作国弓削荘」があがっている。⁽³³⁾この時点で、久我家による支配が事実上困難であったことを端的に示している。

正平十六年（一二六二）四月、後村上天皇の綸旨によって、弓削荘地頭職が南朝方の山名師義に与えられた。⁽³⁴⁾当時、美作国守護は赤松貞範が務めていたことが明らかである。⁽³⁵⁾したがって、後村上によるこの措置は、北朝に対する牽制策と考えられる。その後、山名氏が室町幕府に帰順すると、美作国守護職は山名義理に与えられた。⁽³⁶⁾貞治三年（一二六四）三月には、山名師義によって弓削荘内の豊楽寺領が安堵されている。⁽³⁷⁾明德の乱後、美作国守護職は赤松氏の手に渡ったが、嘉吉の乱で再び山名氏が美作国守護職を務めた。嘉吉三年（一四四三）四月に山名氏配下の小林氏が段銭免除の判物を発給していることや、文安二年（一四四五）十二月に豊楽寺の寄進田数の注文が山名氏に指し出されていることから、⁽³⁸⁾弓削荘は守護山名氏の影響下にあったと考ええてよい。

もう少し十五世紀半ば以降の弓削荘を見ておきたい。文安元年（一四四四）に比定される某宗親書状によると、南禅寺の塔頭徳雲院に対して、弓削荘のうち寺領の立野・全間村に代官として諸公事を申しかける者がいたら折檻を加えると伝えている。⁽⁴⁰⁾また、年末詳ながら、赤松性興（時則）は徳雲院の末寺である長松院に対して、弓削荘内の十石

を寄進したことを確認できる。⁽⁴¹⁾ 時則が弓削荘を領有していたことは先述のとおりなので、某宗親は時則配下の人物である可能性が高いといえる。美作国では守護が山名氏であったので、段銭賦課権を有していたが、実際の領有権は赤松時則が保持していたのである。

長享二年（一四八八）八月、弓削荘は大徳寺の塔頭である雲門庵領として登場する。⁽⁴²⁾ ただし、これは弓削荘内の未国名代官職に限られていた。延徳四年（二四九二）七月にも、弓削荘の記事が見える。⁽⁴³⁾ この記事によると、弓削荘のうち徳雲院領について、上野式部大輔から毎年二〇〇〇疋が進上されていたが、徳雲院は知らなかったという。この上野式部大輔は、先述した赤松祐定のことである。このとき、祐定が一円支配を実現していたと記されている。

同じ記事には、弓削荘は全部で七ヶ村あり、先にも触れた立野・全間の二ヶ村が記されている。残る五ヶ村については、神目、河口、深度、糶の四ヶ村が判明するが、残り一ヶ村は不明である。⁽⁴⁴⁾ もとは播磨守（赤松大河内家カ）と上野守（時則カ）が立野・全間の二ヶ村を知行していたが、任用和尙に寄進したという。立野・全間の二ヶ村の土貢は、三〇〇貫文あったと記されている。残りの五ヶ村については、三角（隅）と大膳助の二人が賜ったとある。三隅氏の件については、後述することにした。また、長享三年（二四八九）には、佐々氏知行の弓削荘神目村のうち延宗名主職が高田右京亮に宛がわれた。⁽⁴⁵⁾

以上、弓削荘の概要を見てきたが、十五世紀以降は先述のとおり、一貫して赤松上野家の知行するところであったといえる。途中で山名氏が美作国守護を務めたこともあったが、赤松上野家の知行は変わらなかったといえよう。赤松氏は嘉吉の乱でいったん滅び、多くの庶流が同時期にあるいはのちに討伐された。しかし、赤松春日部家、赤松上野家はその難を逃れた。それは彼らが将軍と直結した、御供衆、外様衆であったことと決して無縁でなかったと考えられるのである。

(2) 弓削荘と中村則久

弓削荘関連史料が増えるのは、主に十六世紀初頭以後である。特に、赤松則実との関連が多い。以下、弓削荘と赤松則実とのかかわりを中心に述べることにしたい。

註(19) 史料のとおり、祐利から弟の祐定に一期の間という条件付で弓削荘が譲られたのは、文明十四年(一四八二)九月のことである。しかし、残念ながら、祐定から則実に譲られた時期については詳らかにしない。以後、則実と弓削荘との関わりを示す史料が次のものである。

〔史料1〕

美作国弓削庄事、従先規、不入之上者、不可有相違、至段銭者、任先例可有沙汰之由候也、仍執達如件、

明応九

二月廿九日

〔葦田木工之助〕

友興 在判

〔浦上美作守〕

則宗 同

(赤松則実)
民部少輔殿代

〔史料2〕

(赤松則実)

民部少輔殿御領作州弓削庄事、従先規、不入之在所候、然上者、諸役被申付之条太不可然候、段銭之外方可被停止之段肝要候、恐々謹言、

明応九

二月卅日

〔浦上美作守〕

則宗 在判

中村孫四郎殿
(則久) (47)

史料1は、赤松氏奉行人連署奉書によって、先規に任せて弓削莊への不入が相違ないことを則実の代官に伝えたものである。則実の代官とは、白国氏のことを示している。⁽⁴⁸⁾この場合の先規とは、政則の代に決まったことと解してよいであろう。しかし、段錢については、先例に任せて沙汰があること(徴収されること)が明記されている。史料2は、則宗が当時守護代を務めていた中村則久への書状である。内容は史料1を踏まえたもので、則久に段錢以外の諸役を賦課しないように命じたものである。このような状況に至るまでには、いかなる背景があつたのであろうか。

年未詳ながら、浦上則宗が興津三郎兵衛尉に宛てた書状が残っている。⁽⁴⁹⁾この書状によると、則実の分領である弓削莊へ中村孫四郎の使節が入部したとある。しかし、中村氏の使節入部は、先規を知らなかつたからであり、以後は堅く禁止し徹底させるよう興津氏に伝えている。委細は則実の被官人である白国氏に報告するとあるので、少なくとも興津氏が則実の被官人筋に当たるとは明白である。また、「此旨可預御披露候」とあるので、興津氏は則実の膝下にあつた。冒頭で年未詳と記したが、少なくとも明応八年(一四九九)以前であるのは確かなことといえよう。

明応八年(一四九九)以前における、中村氏の使節が弓削莊に入部したという事実を受けて、史料1・2が発給されたのであるが、その後も浦上氏による慎重な対応を確認できる。こちらも年未詳であるが、則宗が中村孫四郎に宛てた書状がある。⁽⁵⁰⁾同書状によると、弓削莊の所務を行うため、白国宗貞が弓削莊に差し下された。則宗は中村氏に対して、疎略なきよう奉公することを命じるとともに、弓削莊のうち立野・全間両村を本所としての契約の競望を禁じている。その理由は、則実の曾祖父である時則が徳雲院に寄進した地であり、ほかに代わるものがない地であつたらであつた。同様のことは、末国名にも適用された。

赤松上野家と美作国弓削莊 ― 家格秩序の視点から ― (渡邊)

このようにして、美作国守護代の中村則久は則実の代官である白国宗貞に対し、弓削荘の守護諸役・不入のことを先例と奉書の旨に任せて停止することを伝えて⁽⁵¹⁾いる。このようにして、中村氏による弓削荘での違乱は、いったん収束へと向かったのである。ここでは、幕府の外様衆（奉公衆）そして赤松氏の有力な庶流としての赤松上野家と、美作国で勢力を拡大しようとする中村氏とのせめぎあいを確認できる。同時に、政則の没後、赤松氏を牽引する則宗が調整を行う様子を見て取れるのである。⁽⁵²⁾

(3) 弓削荘と三隅氏

ところが、弓削荘をめぐる問題は、美作国守護代中村氏による押領だけに止まらなかった。本節では、赤松上野家と三隅氏が弓削荘をめぐるトラブルになった事件を取り上げることにはしたい。その関連史料については、以下に示すとおり「赤松家風条々録」に収録されている。

発端については、文亀元年（一五〇二）に比定される、浦上則宗宛の赤松性喜（政秀）の書状によって確認⁽⁵³⁾できる。政秀は、則実が弓削荘を当知行しているのであるが、三隅氏の違乱を知るに及んで大変な驚きを見せている。そして、弓削荘が政則以来紛れもなく本領安堵されていたことは存知のことであり、争いに及んだ場合は、赤松氏の一家中のことでもあるので則実を見放し難いとしている。ちなみに一家衆とは、「赤松家風条々録」に記載されている赤松氏内部における家格のことである。そして、速やかに三隅氏の違乱を停止し、取りまとめることが本望であると政秀は述べている。この書状を見る限り、三隅氏が則実が当知行している弓削荘を違乱したことがわかる。

政秀の申し出に対しては、文亀元年（一五〇二）に比定される赤松性喜（政秀）宛の浦上則宗の書状で対応されている。⁽⁵⁴⁾この書状の弓削荘に関わる部分を要約して列挙すると、次のようになろう。

①赤松上野家の不知行となつてゐる播州所々と弓削荘について、將軍の下知がないままに安堵したところ、則実が弓削荘のうち三隅分を押領したことは不届きである。

②吉川経基は備前国で忠節比類なく、浦上近江守と申し合わせて大忠であるとした。経基に一所だけでも与えたいと思つたが叶わず、誠に残念であつた。

③三隅氏は吉川氏の縁で弓削荘代官にしようとしたが、則実が違乱におよび不届きである。

④浦上近江守は各々がどのように仰せになつても、経基を見放すことはないと言つたので、私（則宗）も同心しなければならぬところである。

⑤則実押領の一件は、政秀からしかるべく意見をしていただき、止めていただくようにしていただきたい。

この書状の前半では、三ヶ国（播磨・備前・美作）が安泰であるのは誰のおかげなのか（則宗のおかげである）という問い掛けや、則実が賀屋荘のうちの宝福寺領に入部したところ、小倉氏との戦いに敗れて、則祐以来の堂塔や寺庵がごとごとく破壊されたことなどが記されている。たしかに註（14）史料によると、賀屋荘（賀屋新荘領家職）は赤松上野家相伝の所領であつた。こうした記述を見る限り、則実の代に至ると、自己の所領が徐々に侵食されている様子うかがうことができる。ただし、この段階では、政秀が則実を擁護し、則宗に交渉している理由がよくわからない。

話題を弓削荘に戻すと、①にあるとおり弓削荘は則実が安堵されたが、石見国の領主である三隅氏の分を別に安堵したという認識をうかがえる。同時に、外様衆（御供衆）という將軍直臣の地位にあつた則実の所領安堵は、將軍による下知が重要な意味を持つたことが改めてわかる。②③を見ると、本来は浦上氏に従つた吉川氏に知行地を与えようとしたが叶わず、吉川氏所縁の三隅氏に弓削荘の代官職を与えようとしたことをうかがえる。しかし、則実が違乱に及んだため実現せず、浦上近江守と則宗は一致して、則実の違乱を止めさせるよう、政秀に要求しているのである。

互いの主張は、まったく逆である。政秀は則実と近い関係にあり、則宗に対抗しうる有力な存在であった。⁽⁵⁵⁾ その重要なキーワードが「御一家衆」である。

その後の経過を確認しておこう。約一ヶ月後の七月十日、性喜（政秀）は則宗に対して書状を送っている。⁽⁵⁶⁾ その概要を要約して示すと、次のようになろう。

①三隅氏は山名氏に与して討ち死にし、そのとき同名七郎兵衛と喜多野兵庫助が従ったので、政秀らは退治に加わり多くの兵を討ち取った。この忠節により、弓削莊半分を則実に戻付することは承った。

②赤松氏領国が東西に分かれて争った理由は、則宗が成敗を退け、東衆に何事も申し付けることがあつたからである。そこで、則実が一段の考えを示した。これは則実一人の考えではなく、政秀父子らが申ししたことでもあるので、則実一人の誤りではない。

③賀屋宝福寺領などについて、東西の和睦がなつたこともあるので、以前のように則実知行を仰せ付けられることが肝要である。片言の子細については札明を遂げ、理運によって仰せ付けていただけがあればありがたいことである。

④浦上近江守が吉川方を最上するようなことは、けしからぬことである。藤野（備前国）を渡さないことは、「紋中分」を失いかねないところである（「紋中分」については後述する）。

⑤弓削莊において則実の被官人が殺されたことは、美作国が平穏でないことを示している。

⑥則宗が館に退くとき、両国（播磨・備前カ）の勢力にいろいろと仰せ下されたが、一人も参陣することがなかった。政秀は塩屋の城をこしらえて、御屋形様（義村）と則宗を受け入れたことは一段の忠節である。

このように政秀は則宗にこれまでの経緯を述べたうえで、則宗が政秀に理解を示さないことに憤りを示している。そして、政秀は則宗が則実の所領問題に関する主張を受け入れない場合は、いかなる一大事が起こっても出頭（政務）

を取りやめ、傍観するとまで述べている。この書状を見る限り、文亀元年（一五〇二）前後に東西（則宗と別所氏を中心としたグループ）で戦いがあり、則実と政秀が則宗に反対の立場にあつた様子がうかがえる。おそらく則実が則宗に反抗したことにより、弓削荘などの知行を取り上げられたと考えられる。そして、弓削荘は三隅氏に与えられたのであつた。政秀は同じ一族である則実をかばつて、則宗に種々交渉を行っているのである。⑥を見ると、政秀は東西の争乱の中で、のちに則宗に従つたようである。

七月十二日になると、政秀宛に則宗の書状が送られている。⁵⁷その概要の要約は、次のとおりである。

① 以前の内輪取合合戦において、則実が小倉氏に敗れたことがあつた。則宗は小寺氏と相談して無事収まること肝要と考えて、いろいろと則実に意見を申し上げたが、受け入れられることがなかつた。そして、則実が賀屋荘・宝福寺領へ討ち入つて小倉氏に敗れたこともあり、その儀（弓削荘と三隅氏の件）を則実が申してきた。

② 総じて上（将軍）からの下知がないまま、過分に則実の本領安堵を行つたので、そのように政秀がおっしゃることは適當ではない。各々のご意見が一致しないのに、則宗が勝手に成敗を下したことはない。

③ 中でも三隅氏が山名氏に味方して討ち死にしたことは、その時点で則宗も知らなかつたと以前に申し上げたとおりである。

以上のように則宗は述べ、検討のうえ取り決めるとする。さらに則宗は「別儀」がないと述べており、交渉の余地があることを意思表示している。①を見ると、則実が東西争乱の際に則宗の反対を押し切つて、賀屋荘・宝福寺領へ討ち入つて小倉氏に敗れたことがうかがえる。②を見る限りにおいては、則宗が勝手な判断を下したことを否定しており、則実・政秀に歩み寄り姿勢を見せている。則実を支えようとする政秀に対して、則宗は強硬な態度を示せなかつたのであろう。

この一件については、七月十六日付の則宗宛の性喜（政秀）書状によって決着した様子を確認できる。⁽⁵⁸⁾ 政秀は弓削荘に關する自らの申し入れについて、返事があつたことを喜んでゐる。そして、奉書によって、則実の代官が弓削荘に入部することを述べている。総じて恥辱ではあつたが、三ヶ国が無事に収まるよう忠節を尽くすとある。この返書も残っているが、則宗は三隅氏による弓削荘知行の件について、しかるべき措置を行つたと政秀に伝えた。⁽⁵⁹⁾ それから約一ヶ月後、政秀は則宗に対して弓削荘の措置に感謝するとともに、早々に安堵の奉書を作成するよう求めたのである。⁽⁶⁰⁾

以上の過程を経て発給されたのが、次の政秀の書状である。

就弓削庄御公事之儀、度々作州江在様申候処、如此返事候、先以可然、以後為支証候之条、下進之候、自然之時

者以此旨、作州へ可被相届候、万一聊尔之成敗候共、戸部御事者、見放申間敷候、可御心安候、恐々謹言、

高枕軒

八月十九日

性喜

白国備前守殿

進之

この史料によると、政秀は弓削荘の公事について則宗に交渉し返事を得たので、以後はこれを支証とし、万が一のときはこの旨によって則宗に申し出よと記されている。同時に、万が一思いがけない成敗が行われようとも、政秀は則実を見放すことがないとまで述べている。この政秀の言葉によって、則実との強い連携を表明し、赤松氏一門の強い紐帯が存在したことをうかがうことができる。

文亀元年（一五〇一）前後に東西での取合合戦が行われ、則実は則宗に対して反抗の意を示した。その経過の中で、

則実の所領である弓削荘の一部が三隅氏に与えられた。しかし、政秀の助力もあって、弓削荘はもとのとおり則実に安堵されている。政秀が則実に加担した理由は、則実が御一家衆であったからである。では、御一家衆とは、いったいかなるものなのであろうか。「赤松家風条々録」には、次のように御一家衆、御一族衆、年寄を分類している。

①御一家衆―七条殿、伊豆殿、有馬殿、上野介殿、在田殿、本郷殿、広岡殿、永良殿、葉山殿

②御一族衆―下野殿、遠江殿、能登殿、宇野、間島、上月、柏原、別所、三枝、太田、佐用、釜内、豊福、中島、

中山、得平、福原、水田

③年寄――浦上、喜多野、富田、小寺、中村、上原、堀、櫛橋、依藤、明石、葉師寺、小瀬、城所、石見、後藤、

衣笠

まず、①御一家衆は赤松氏の血縁に連なるもので、一国守護、分郡守護、郡代、御供衆、外様衆などの要職を務めていた。②御一族衆は同じく赤松氏の血縁に連なっているが、やや色分けが難しいところである。この中で下野殿、遠江殿、能登殿は「殿」が付いており、ランク的にも高いと考えられる。下野家や別所氏は守護代を務めており、御一家衆と何ら遜色のない存在である。彼らは赤松氏庶流と考えられるが、何らかの理由によって、御一族衆に編成されていたと考えられる。そして、③年寄は赤松氏の血縁とは無縁であるが、守護奉行人、段銭奉行などの要職を歴任した有力な被官人によって構成されている。

では、註(56)史料で触れた「紋中分」とはいかなる意味があったのであろうか。「赤松家風条々録」で御一族衆をあげたのち、「以上御紋之衆大略覚次第書之」と記されている。つまり、御一家衆と御一族衆は、「御紋之衆」と称されていたことがわかる。紋とは家紋などの紋章を示すと考えられるが、少なからず御一家衆、御一族衆と年寄との間には厳然とした身分差があったと推測される。註(56)史料の「紋中分」とは、藤野(備前国)が御一家衆、御一

族衆（この場合は赤松上野家）にとつて重要な所領として位置付けられていたと考えられる。そのようなことも含めて、政秀は則実に加担し、則宗に激しく抵抗を行ったのであろう。

これまで、赤松政則の死後における動向については、浦上則宗と別所則治との対立がクローズアップされてきた。⁽⁶²⁾しかし、実際には幼主である義村を擁する則宗に対しては、御一家衆、御一族衆が対抗意識を燃やしていたと考えられる。則実の弓削荘をめぐる攻防は、その一端を示すものである。

(4) その後の弓削荘と則実

この節では、その後の弓削荘と則実の動向を追うことにしたい。

弓削荘の一件が解決した則実は、文亀二年（一五〇二）七月の段階で在京して將軍足利義澄に供奉していた（赤松家風条々録）。しかし、翌年には徳雲院領（弓削荘）のことで、にわか情勢が変わった。文亀三年（一五〇三）四月、則実は徳雲院領（弓削荘）のことで、上意（將軍）の承諾を得ることなく下向を企てた。⁽⁶³⁾しかし、有馬氏は何とか則実を思い止らせ、上原神六と相談して浦上村宗と中村則久らに事情を説明し、兩人が使者を指し下すことにした。そして、もし難渋することがあったら、さらに検討を行うようにするという。この頃、弓削荘の代官は白国氏が務めていたが、思いがけない事態が生じていたのである。しかし、その後の動きについては、残念ながら詳らかにしない。

次の史料は、則実と弓削荘との関係を示す史料である。

（赤松則実）
（花押）

当寺臨時課役之儀嘆申間、十ヶ年可被差置由候、并飛脚事者始修可被免候、然上者、依先規相定於寺役者可致其沙汰者也、仍状如件、

永正貳年十二月十八日

光宗（花押）

豊楽寺⁽⁶⁴⁾

この史料によつて、豊楽寺の臨時課役が十年間免除されたことがわかる。光宗は不詳であるが、則実の被官人の一人と考えてよいであろう。この前後から、則実による弓削荘の領有権は徐々に失われたと考えられる。最終的には、永正十六年（一五一九）まで、則実と弓削荘との関わりを確認することができる⁽⁶⁵⁾。当時の則実が將軍の近辺に仕えたこともあり、信頼が厚かつたようである。永正十六年（一五一九）に播磨国で「内輪雑説」があつた際、幕府から則実に関ひ合わせの書状が送られた。それに答えた則実は、使者を指し下されたことに感謝の意を表し、義村に申し入れを行うとしている。つまり、混乱する播磨国にあつて、則実が將軍の意を赤松氏当主に伝える（あるいは意見する）立場にあつたのである。

残念なことに則実のその後の動向や没年は、まったくわかっていない。また、則実の後継者が活動した形跡を史料に見出すことは困難である。おそらく則実の没後、赤松上野家は衰退していったと考えられる。則実は在京期間が長く、現地つまり弓削荘の管理は代官である白国氏に任されていた。このような点で、則実は在地性が希薄であつたといえ、地域権力化をなし得なかつた。御供衆を務めた赤松春日部家も同様に在地性が希薄であり、地域権力として生き残ることができなかつたといえる。

四 むすびにかえて

以上、赤松上野家と美作弓削荘について述べてきた。最後に、まとめておきたい。

①赤松上野家は時則を祖とし、持祐の代に確立した。そして、弓削荘などを所領とし代々伝えられ、將軍の直臣である外様衆（のちに御供衆）を務めた。

②赤松上野家の所領のうち。弓削荘はもつとも史料に恵まれている。赤松政則没後、浦上則宗が領国支配の核に位置すると、弓削荘は美作国守護代中村氏に押領されるところとなった。さらに、文龜年間には東西取合合戦の際、則宗と則実が弓削荘をめぐって相論に及んだ。

③弓削荘の相論が起こったとき、政秀は則実が「御一家衆」であることから、積極的に支援した。赤松氏一族以外である則宗を牽制しようとした意図がうかがえる。つまり、赤松上野家は混乱期にあつて、改めて赤松氏庶流の中で重要な存在に位置づけられたのである。

④則実以降の赤松上野家に関しては関連史料が乏しく、その動向はほとんどわからない。將軍に近侍する赤松上野家の面々は在地性に乏しく、地域権力化をなし得なかったと考えられる。弓削荘は則実の代官である白国氏に管理が任されたが、ほかの所領も同様に代官に任された可能性が高い。

中世後期における美作国の支配状況は、関係史料が少ないため、あまり詳しいことがわからない。しかし、則宗が赤松氏内部における支配権を掌握してから、中村氏を美作国守護代に任命し、積極的に支配を展開した様子をうかがえる。その過程において、東西取合という赤松氏内部での主導権争いに乗じて、赤松上野家の所領である弓削荘の押

領に及んだ。

この過程で注目されるのは、赤松氏庶流の結束であり、「御一家衆」、「御一族衆」などが尊重されたことである。こうした赤松氏内部における家格秩序は、この段階にいたっても有効に機能していたと考えられる。この前後に則宗が敵対した勢力は、別所氏、赤松大河内家であった。いずれも赤松氏の庶流に連なる一族である。そして、のちに則宗は赤松則実とも相論に及び、政秀は御一家衆であるという理由により則実を支援した。則宗は政則の後継者である道祖松丸（義村）を推戴するが、その背景には「御一家衆」、「御一族衆」との対抗上必要であったと解される。則実が外様衆（御供衆）でありながらも、赤松氏物領家（政則）との結束を強め、別所氏との関係を重視した点は、以上のような理由にあったと推測される。

こうした事情と関係して、次のような史料を挙げることができる。

赤松 政則 御他界之後、京都へ注進之状

赤松政則 左京大夫遺跡事、息女松御料人与同名刑部太輔息男道祖松丸と申合、可為家督之由、讓與之状分明候、此趣則

天

可致言上候之処、毎々忘却候之條、干今遅々非疎略候、存日如此相定置候條、一門衆・年寄等各同心仕候、茲本今少取静、以人体可申上候、先可然様御披露可畏入候、恐惶謹言、

明応五

五月十三日

薬師寺越前守

貴能

小寺加賀守

則職

浦上美作守

則宗

別所加賀守

則治

赤松上野家と美作国弓削荘——家格秩序の視点から——（渡邊）

伊勢守殿⁽⁶⁶⁾

この史料は、義村の播磨等三ヶ国守護職就任について、赤松氏の有力被官人が幕府に申請したことを示している。本来守護の補任権は幕府にあることから、極めて異例の出来事であったことがうかがえる。この事實は、当時の幕府権力、守護権力の弱体ぶりを示す象徴的なものとして、たびたび提示される史料である。そして、注目すべきは、史料中の「一門衆年寄等各同心仕候」という文言である。

つまり、誰を守護に申請するかは、一門衆と呼ばれる赤松氏の一族、そして年寄と呼ばれる譜代の重臣（赤松氏と血縁関係にない）によって合議されたのである。一門衆とは、おそらく「御一家衆」と「御一族衆」をあわせたものである。赤松氏の後継者の決定は、彼らの掌中に握られていたのである。幕府もそうした赤松氏重臣らの姿勢を認めざるを得なかったのである。

ところで、問題となるのは、署判者のうち薬師寺氏、小寺氏、浦上氏といった年寄の存在である。赤松氏内部において、彼らの発言権が増すことは、一門衆にとって大きな問題であったと推測される。このうち、赤松氏は東西に分かれて分裂するが、大きな要因の一つとして、一門衆と年寄との相克があったと考えられる。本稿で取り上げた弓削莊をめぐる相論も、その一環として捉えるべきである。

なお、則実の在地性の希薄さや地域権力として生き残ることができなかった点は、大きな課題の一つである。御供衆である赤松春日部家も、同様に地域権力として生き残ることができなかった。この点に関しては、今後さらに類例を求めて検証したいと考える次第である。

註

(1) 赤松大河内氏については、竹内智宏「室町幕府と赤松氏―申次赤松満政の活動を中心として―」（『年報赤松氏研究』創刊号、二〇〇八）、森茂暁「室町前期の国家祈祷と幕府財政―修法供料の支出における伊勢貞国・赤松満政の関与をめぐる―」（『福岡大学人文論叢』四二巻二号、二〇一〇）、同「赤松満政小考―足利義教政権の一特質―」（『福岡大学人文論叢』四二巻三号、二〇一〇）がある。赤松春日部家については、森茂暁「赤松持貞小考―足利義持政権の一特質―」（『福岡大学人文論叢』三三巻二号、二〇〇二）、拙稿「赤松春日部家の基礎的研究」（拙著『戦国期赤松氏の研究』岩田書院、二〇一〇）がある。拙稿の初出は、『皇學館論叢』三二巻六号（一九九九）。なお、高坂好『中世播磨と赤松氏』（臨川書店、一九九二）所収の諸論文にも、赤松氏庶流に触れたものがある。

(2) 拙稿「美作地域における奉公衆の研究」（註（1）拙著『戦国期赤松氏の研究』二一九号（二〇〇九）。なお、拙稿「豊楽寺文書」所収某祐定寄進状をめぐる」（拙著『戦国期浦上氏・宇喜多氏と地域権力』岩田書院、二〇一一）も参照。初出は、『戦国史研究』四五号（二〇〇三）。

(3) 弓削荘に触れた地名辞典などは次のとおり。

① 『日本歴史地名大系34 岡山県の地名』（平凡社、一九八八）。

② 『角川日本地名辞典33 岡山県』（角川書店、一九八九）。

③ 網野善彦等編『講座日本荘園史 中国地方の荘園』（吉川弘文館、一九九九）の「弓削荘」の項（三好基之執筆）。

(4) 『上郡町史』第一巻 本文編に所収（三宅克広翻刻）。以下、「赤松家風条々録」は同書による。本史料（特に武家家法）を用いた本格的な研究としては、野田泰三「戦国期における守護・守護代・国人」（『日本史研究』四六四号、二〇〇二）がある。

(5) 例えば、『増訂印南郡誌 前・後編』（曽根町、一九一六）、太田亮『姓氏家系大辞典 全三巻』（角川書店、一九六三）、『龍

赤松上野家と美作国弓削荘―家格秩序の視点から―（渡邊）

野市史』第一巻など。

- (6) 「鹿苑院殿嚴島語記」(『群書類従』第十八輯)。
- (7) 高坂好「赤松円心・満祐」(吉川弘文館、一九七〇)。高坂は同書の中で、『赤松氏族譜』を良質な史料であるとするが、系図史料の扱いには慎重な検討が必要である。
- (8) 貞治六年八月二十八日赤松則祐讓状写(『赤松家風条々録』)。なお、「赤松家風条々録」所収文書には、複雑な注記が施されているが、史料掲出時には省略し、必要に応じて本文中で説明を行う。
- (9) 建武元年四月二十日赤松円心判物写(『赤松家風条々録』)。
- (10) 觀応二年二月日足利義詮御判御教書写(『赤松家風条々録』)。
- (11) 永徳四年三月五日赤松時則判物(『多田神社文書』一八九号『兵庫県史』史料編中世一)。
- (12) 至徳元年十月八日赤松時則寄進状(『多田神社文書』二〇六号『兵庫県史』史料編中世一)、明徳四年二月二十八日赤松時則寄進状(『多田神社文書』一九〇号『兵庫県史』史料編中世一)。
- (13) 「赤松系図(浅羽氏本)」(『群書類部集』第三)。
- (14) 応永三十二年四月三日足利義持御判御教書写(『赤松家風条々録』)。
- (15) 応永三十二年四月十一日赤松性興(時則)讓状写(『赤松家風条々録』)。なお、「大徳寺文書」によると、浦上荘の代官職は赤松氏の被官人である浦上氏が務めていたことがわかる。浦上氏と浦上荘に関しては、別稿で詳しく論じる予定である。
- (16) 応永三十二年四月十一日足利義持御判御教書写(『赤松家風条々録』)。
- (17) 年未詳七月三日細川勝元書状写(『赤松家風条々録』)。
- (18) 木下聡「室町幕府外様衆の基礎的研究」(『東京大学日本史学研究室紀要』一五号、二〇一一)。同論文によって、赤松氏庶流

の外様衆は赤松上野家のほか、赤松七条、赤松葉山、上月などの諸氏の状況が明らかにされている。このうち上月氏については、野田泰三「戦国期赤松氏権力と国人領主」(矢田俊文編『戦国期の権力と文書』高志書院、二〇〇四)がある。ただし、赤松上野家の外様衆として活動は、非常に断片的な史料に止まっているので、本稿ではあまり触れていない。

なお、外様衆については西島太郎の詳細な研究があり、次のように理解されている。つまり、外様衆とは大名に次ぐ家格を持ち、年中行事に出仕するなど家格としての意味を持つが、職活動は見られないとする。そして、外様衆の構成については、鎌倉時代以来の家格の高さや、将軍との親近性の高さにより編成されたとするが、番方に編入された者は外様衆に戻れないとも指摘されている。西島太郎「近江国湖西の在地領主と室町幕府」(同『戦国期室町幕府と在地領主』八木書店、二〇〇六)を参照。初出は、『年報中世史研究』二八号(二〇〇三)。

(19) 文明十四年九月二十三日赤松祐利讓状写(『赤松家風条々録』)。

(20) 文明十五年八月二十一日赤松祐定寄進状(『豊楽寺文書』一九号『岡山県古文書集』第一輯)。註(2) 拙稿「『豊楽寺文書』所収某祐定寄進状をめぐって」も参照。

(21) 年未詳五月八日赤松大倫(祐利)書状写(『赤松家風条々録』)。

(22) 年未詳十二月二十日赤松政則書状写(『赤松家風条々録』)。

(23) 年未詳二月五日赤松政則書状写(『赤松家風条々録』)、年未詳八月二日赤松政則書状写(『赤松家風条々録』)。

(24) 別所則治については、拙稿「東播守護代別所則治の権力形成過程について」(拙著『戦国期赤松氏の研究』岩田書院、二〇一〇)を参照。初出は、『地方史研究』二八二号(一九九八)。

(25) 根拠史料としては、『東山殿時代大名外様附』をあげておく。なお、同史料は、今谷明「『東山殿時代大名外様附』について——奉公衆の解体と再編——」(同『室町幕府解体過程の研究』岩波書店、一九八五)に所収。初出は、『史林』六三巻六号

赤松上野家と美作国弓削荘——家格秩序の視点から——(渡邊)

(一九八〇)。

- (26) 年未詳四月二十五日赤松則実書状案〔白国文書〕三号『兵庫県史』史料編中世二)。
- (27) 年未詳六月一日赤松則実書状案〔白国文書〕四号『兵庫県史』史料編中世二)。武家が官途を拝領した際に、ここまでの喜びを伝える史料は乏しい。貴重な例といえよう。
- (28) 明応九年二月二十九日赤松氏奉行人連署奉書写〔赤松家風条々録〕。
- (29) 年未詳十月二日赤松則実書状案〔白国文書〕五号『兵庫県史』史料編中世二)。
- (30) 寿永三年四月五日源頼朝下文案〔久我家文書〕『岡山県史』第一九卷・編年史料、九二八号)。なお、後世の史料であるが、池大納言家領相伝系図〔久我家文書〕『鎌倉遺文』第三九卷、三〇八一号)にも弓削荘に関する記載を確認することができる。
- (31) 正嘉元年九月十七日三条局讓状案〔久我家文書〕『鎌倉遺文』第一一巻、八一五〇号)。
- (32) 文永二年閏四月二十九日関東御教書案〔久我家文書〕『鎌倉遺文』第二三巻、九二八九号)。
- (33) 観応元年八月十三日久我長通讓状〔久我家文書〕『南北朝遺文 中国四国編』第二巻、一八五七号)。
- (34) 正平十六年四月七日後村上天皇繪旨写〔楞嚴寺山名家御判物之扣并鐘銘扣〕九号『北兵庫の古刹 佛頂山楞嚴寺随想』楞嚴寺随想出版刊行会編刊、一九八一)。
- (35) 佐藤進一『室町幕府守護制度の研究 下』(東京大学出版会、一九八八)の美作国の項目。
- (36) 佐藤註(35)著作。
- (37) 貞治三年三月八日山名師義判物〔豊楽寺文書〕三号『岡山県古文書集』第一輯)。
- (38) 嘉吉三年四月十九日小林性金判物〔豊楽寺文書〕一四号『岡山県古文書集』第一輯)。

(39) 文安二年十二月十日豊楽寺寄進田数注文書（「豊楽寺文書」一六号『岡山県古文書集』第一輯）。この史料の端裏書には、「山名殿時差出安」^(※)とある。

(40) (文安四年) 六月九日某宗親書状（『岡本文書』東京大学史料編纂所所蔵影写本、請求記号…三〇七一・三六一―一）。

(41) 年未詳十二月二十一日赤松性興（時則）判物（『岡本文書』東京大学史料編纂所所蔵影写本、請求記号…三〇七一・三六一―一一）。なお、この史料については、畑和良「『岡本文書』所収の美作国関係中世史料」（『美作地域史研究』創刊号、二〇〇八）で論及されている。

(42) 『蔭涼軒日録』長享二年八月二十七日条。

(43) 『蔭涼軒日録』延徳四年七月十五日条。

(44) 文安三年四月二十二日美作国弓削莊志呂宮段米納分目録写（『美作古簡集註解』下巻、卷一三）。

(45) 長享三年八月五日某利忠・宗定連署奉書写（『美作古簡集註解』下巻、卷九）。

(46) 註（28）史料。

(47) 明応九年二月三十日浦上則宗書状写（『赤松家風条々録』）。

(48) 白国氏は、もと播磨国の四宮である白国神社の神官であった。白国氏については、拙稿「『赤松嘉吉年間録』の成立と中世の白国氏について」（拙著『中世後期の赤松氏―政治・史料・文化の視点から―』日本史史料研究会、二〇一一）。初出は、『京都民俗』一五号（一九九七）。古代の白国氏に関しては、松下正和「『白国氏譜』と播磨佐伯直氏」（神戸大学史学年報）一七号、二〇〇二）がある。

(49) 年未詳五月十九日浦上則宗書状写（『赤松家風条々録』）。

(50) 年未詳十月十三日浦上則宗書状写（『赤松家風条々録』）。

赤松上野家と美作国弓削莊―家格秩序の視点から―（渡邊）

(51) 文亀元年十月二十八日中村則久判物案（「白国文書」四号『兵庫県史』史料編中世二）。

(52) 年次比定に迷うところであるが、重要な史料として、年末詳二月二十三日浦上則宗書状写（「赤松家風条々録」）がある。この書状は則宗が中村則久に宛てたもので、次の二つの内容が骨子となっている。

① 則実が一月末日に出仕して、御供衆に准じられたこと。

② 美作国における則実の分領について、將軍から安堵の下知を得たこと。

③ ②を踏まえ、弓削荘について、近日將軍から安堵の下知が到来すること。

この書状から、則実の弓削荘は自身が御供衆に加えられ、また將軍の安堵を得ることによって維持・成立していることがわかる。則宗は、必然的に強力な対応を迫られたのである。

(53) (文亀元年) 六月十七日赤松性喜（政秀）書状案（「赤松家風条々録」）。

(54) (文亀元年) 六月十日浦上則宗書状案（「赤松家風条々録」）。十日となっているが、実際は註(53) 史料以降に発給されたと考えられる。

(55) 赤松政秀については、拙稿「西播守護代赤松政秀の権力形成過程」（拙著『戦国期赤松氏の研究』岩田書院、二〇一〇）を参照。原題・初出は、「西播守護代赤松政秀に関する一考察」（『赤穂の文化研究紀要』四号、二〇〇二）。

(56) (文亀元年) 七月十日赤松性喜（政秀）書状案（「赤松家風条々録」）。

(57) (文亀元年) 七月十二日浦上則宗書状案（「赤松家風条々録」）。

(58) (文亀元年) 七月十六日赤松性喜（政秀）書状案（「赤松家風条々録」）。

(59) (文亀元年) 七月二十三日浦上則宗書状案（「赤松家風条々録」）。

(60) (文亀元年) 八月十九日赤松性喜（政秀）書状案（「赤松家風条々録」）。

(61) (文亀元年) 八月十九日赤松性喜(政秀)書状案(「白国文書」六号『兵庫県史』史料編中世二)。この史料については、全くの同文が「赤松家風条々録」にある。なお、弓削荘は、文亀元年十月二十八日中村則久判物案(「白国文書」七号『兵庫県史』史料編中世二)によって則実に安堵された。

(62) この点については、水野恭一郎「赤松被官浦上氏についての一考察―浦上則宗を中心に―」(同『武家時代の政治と文化』創元社、一九七五)を参照。初出は、『史林』五四巻四号(一九七二)。

(63) 文亀三年四月七日有馬性源書状案(「白国文書」八号『兵庫県史』史料編中世二)。この史料については、全くの同文が「赤松家風条々録」にあるが、こちらは赤松元祐が奥に署判を加えた連署形式になっている。なお、年末詳八月六日赤松則実書状(「豊楽寺文書」一三三号『岡山県古文書集』第一輯)では、豊楽寺付近で争乱があったことをうかがうことができる。月日が近いので関連史料とも考えられるが、確証を得られないので、後考を期することとした。

(64) 永正二年十二月十八日赤松則実袖判某光宗判物(「豊楽寺文書」二二三号『岡山県古文書集』第一輯)。

(65) (永正十六年)二月六日赤松氏奉行人連署奉書写(「赤松家風条々録」)。この史料では往古の例に任せて、則実の知行する弓削荘の臨時段銭が免除されている。

(66) 「書写山旧記」(『統群書類従』第三十四輯)。

[付記]

脱稿直後、小池辰典氏から次の史料をご教示いただき、史料中の赤松上野守(介)の実名について質問を頂戴した。

〔史料1〕『後慈眼院殿御記』明応三年十二月六日条

山内小三郎可責高頼、仍近日赤松上野守□□合力小三郎趣湖外云々、
(六角)

赤松上野家と美作国弓削荘―家格秩序の視点から―(渡邊)

〔史料2〕『後慈眼院殿御記』明応三年十二月十五日条

赤松上野介於江州打死、是為可合力小三郎、近日自播州所上也、

今のところ、赤松祐利もしくは祐定と考えられるが、両者が上野守（介）を名乗った形跡は系図類を含めても確認が困難である。ただし、祐定の父である持祐は、系図で上野介と傍注にあるので、彼らが官途として名乗った可能性は高いといえよう。さらに史料の探索に努め、現段階での回答は保留しておきたいと思う。史料のご教示を賜った小池氏には、厚く感謝を申しあげる次第である。

また、谷口雄太「足利氏御一家考」（戦国史研究会 第三七九回例会、平成二十三年五月十四日、於…大正大学巣鴨校舎）を拝聴し、赤松氏の御一家衆について啓発されるところが大きかったことを付記しておく。ただし、本稿では足利氏御一家との比較検討はできなかった。今後の課題としたい。なお、谷口氏の報告は、同「足利氏御一家考」（佐藤博信編『関東足利氏と東国社会 中世東国論5』岩田書院、二〇一一）としてまとめられた。

（わたなべ だいもん・大阪観光大学観光学研究所客員研究員）